

園芸関係ハウス施設からの油流出事故発生時の対応マニュアル

農林水産部園芸農産課

万が一、園芸関係ハウス施設の油タンクや加温機及び配管からの油流出が確認された場合、次のような適切な対応によって、関係機関と連携し、流出した油による汚染拡大防止に努めるとともに、油の回収・除去等の環境保全対策を行う必要があります。

1. 流出事故の発生を確認したときの原因者等の対応

油流出を発見した場合、その原因を確認し、可能な限り応急処置を行うとともに、地元の消防署及び市役所、町役場へ状況を通報する。

(1) 原因・流出状況の確認

油タンクからの流出なのか、配管からの流出なのかを把握する。

圃場内への流出にとどまっているのか、河川等への流出も懸念されるのかを把握する。

(2) 短時間で可能な応急処置

配管のコックを閉じることや流出部位を塞ぐことなどでタンク内の油の流出を防止できる場合は、早急にそのような措置を行う。

(3) 消防署及び市役所、町役場への通報

応急処置を行ったのち、速やかに地元の消防署及び市役所、町役場へ連絡する。

特に、油が河川まで流出している場合、または、流出が懸念される場合は、早急な汚染拡大防止対策が必要であることから、より機動的に対処できる消防署へ早急に通報する。

〔消防署は、市町の範囲を超えた広域体制をとっており、河川の下流方面からオイルフェンスを設置するなどの迅速な対応が可能である。〕

(4) 関係機関が到着するまでの応急措置の実施

タンク等の周りや排水溝に土嚢を積むなど、可能な限り油の流出による汚染拡大を防止する。

(5) 関係機関到着後の対応

消防署や市町など関係機関の到着後は、それぞれの機関の指示を踏まえ、農協や部会員の応援などによる汚染拡大防止対策を行う。

2. 事故発生後の原因者の事後処理

(1) タンクや配管の補修等の実施

流出事故の発生原因となったタンクや配管の補修等を速やかに行う。

(2) 関係機関・団体の指導を踏まえた適切な環境保全対策の実施

油の回収・除去や汚染土壌の除去などについて、関係機関・団体の指導を踏まえ、適切な環境保全対策を実施する。

なお、使用されたオイルフェンスや吸着マットの経費をはじめ、油の回収・除去作業や汚染土壌の除去に要する経費については、原因者の負担となる。

(3) 水質汚濁防止法に基づく県への報告

公共用水路に油が流出した場合は、県保健福祉事務所の指導に基づき、事故の状況や講じた措置などについて県に報告する必要がある。(水質汚濁防止法第14条の2)

(4) 再発防止対策の実施

防油堤の設置など油流出事故の再発防止に向けた措置を行う。